

2022年12月1日

香芝市出席停止及び陳謝差止め事件に関する弁護士声明

青木恒子氏代理人

弁護士 宮 尾 耕 二

弁護士 古 川 雅 朗

弁護士 兒 玉 修 一

弁護士 今 治 周 平

弁護士 松ヶ下 裕 介

弁護士 藤 本 卓 司

弁護士 西 村 香 苗

弁護士 松 岡 康 毅

1 昨日（11月30日）、奈良地方裁判所は、青木恒子議員が、香芝市市議会（以下「議会」という）による令和4年9月29日付け発議第9号に基づく出席停止処分等の仮の差止めを求めていた案件（第2次仮の差止め事件。令和4年（行ク）第7号）について、決定を下した（以下「本件決定」という。なお、本件決定の一部を本書末尾に添付する）。

2 本件決定は、

（上記発議に基づく）「出席停止処分がされるとすれば、それは裁量権の範囲を超え又はその濫用となる疑いが強い」

つまり、違法の疑いが強いと指摘した（10～11頁）。

第1次仮の差止め事件で問題とされた陳謝文と、今回問題とされている陳謝文は実質的に同一のものであるから、その朗読拒否を理由とした出席停止処分についての判断も同様になるという、至極当然の判断である。

3 ところが、本件決定は、出席停止処分についても仮の差止めの申立を却下した。それは、

「現時点においては、香芝市懲罰特別委員会による決定はされていないから、本件懲罰動議に基づく本件出席停止処分がされる蓋然性があるということとはできない。」

という理由による。

なるほど、法律上、「処分の蓋然性」は、仮の差止めの要件とされている。そして、通常の場合であれば、懲罰特別委員会による決定がなされていない段階でその蓋然性が認められないという理屈は、一応成り立つ。

しかし、本件では、議会多数派が青木議員に対する出席停止処分を企図していることが議会発言の内容等から明らかであり、かつ9月議会末日（本年9月29日）に付託された懲罰動議について12月議会の直前まで懲罰特別委員会が開催されていないのは、異例というしかない（本日においても未だ開催されておらず、その予定も明らかにされていない。ちなみに、第1次申立時にあっては、9月5日から開催される9月議会に先立ち、8月18日に懲罰特別委員会の決定がなされていた）。

他方、議会は、本件申立に対する反論書において、懲罰特別委員会の決定がなされるまでに手続きが進行しなければ、出席停止処分の蓋然性が認められないとも主張してきた。

従って、懲罰特別委員会開催の著しい遅延が意図的なものであったことが強く推認されるのであり、本件決定が、それを理由に申立を却下したのは、いささか形式的に過ぎると言わざるを得ない。

4 とはいえ、主として非難されるべきは、おそらく訴訟対策のため、懲罰特別委員会の日程を著しく遅らせた議会である。

今回、裁判所は青木議員の申立を却下したが、それは同議員を出席停止にしてよいという判断ではない。繰り返すが、裁判所は、議会が発議第9号に基づく出席停止処分を行えば、それは違法となる疑いが強いと指摘している。

従って、12月5日から始まる12月議会において、懲罰特別委員会及びそれに引き続く本会議がいかなる議決を行うかが注目される。

裁判所の上記指摘を無視して青木議員に対する違法な出席停止処分が強行されるならば、脱法的方法により仮の差止め決定を免れた分、その違法性はきわめて高いものとなろう。

その場合は、損害賠償（慰謝料）請求などによる救済の道が取られるであろうが、市民が注視する中で、まずは、議会として、法遵守の姿勢を見せるべきである。

- 5 なお、本件決定が、陳謝処分についても司法審査の対象（慰謝料請求の対象）となる可能性を排除していない（決定10頁）ことも、注目される。

本件は、昨年12月14日に開催された福祉教育委員会において、議員の窓口同行に関する川田議長の誤った発言に対し青木議員が説明を求めたことへの意趣返し・嫌がらせが延々と続いている案件である。

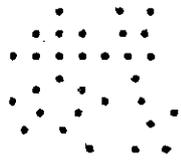
過去、実質的に同一内容の、かつ裁判所によれば「陳謝文として相当性を欠く」内容の陳謝処分が過去5回繰り返されてきた。今回は6度目の懲罰動議である。

このような異常な事態は、早急に改善されなければならない。

- 6 今回の決定によっても、議会の青木議員に対する違法な懲罰に対する法的救済の道が断たれたわけではない。まして、生活保護申請等における議員の窓口同行が条例違反であるか否かという問題に決着がついたわけでもない。

当弁護団は、事態の正常化に向けて、今後も、全力を尽くす所存である。

以上



地裁決定（抄本）

「本件陳謝文」という。)の内容は、別紙3(乙1)のとおりであった。
オ 市議会議員16名のうち8名は、同日、第5陳謝処分に対する陳謝拒
否が懲罰事由に当たるとして、申立人に対する懲罰動議(令和4年9月
29日付け発議第9号)(以下「本件懲罰動議」という。)に連署して、
これを川田議長に提出した(甲22)。

(6) 本件申立て

申立人は、同年11月7日、本件各処分を科される蓋然性があるとして、
前記(5)ウの本案訴訟において、本件各処分の差止め等を求める旨の請求の趣
旨変更申立書を提出した上で、本件申立てをした(当裁判所に顕著な事実)。

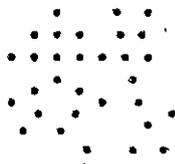
4 当事者の主張

申立人の主張は、別紙4「仮の差止め決定申立書」の「申立の理由」に記載
のとおりであり、これに対する相手方の主張は、別紙5「反論書」に記載のと
おりである。

第3 当裁判所の判断

1 本件陳謝処分の仮の差止めについて

(1) 行政事件訴訟法37条の5第2項所定の仮の差止めは、疎明により本案に
おける認容判決の結果を仮に実現するものであることからすると、仮の差止
めの要件である「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」がある
と認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、
処分がされた後に処分の取消しの訴え等を提起して執行停止の決定を受ける
ことなどにより救済を受けることができるものではなく、後の金銭賠償によ
って損害を回復することが不可能であるか、又は社会通念上相当に困難であ
り、かつ、そのような損害の発生が差し迫っており、処分によって実現され
る利益の内容、性質を勘案しても、本案判決を待たずに、処分を仮に差し止
める必要があると認められることを要すると解するのが相当である(なお、
差止めの訴えの要件である、当該処分がされることにより「重大な損害を生



ずるおそれ」〔行政事件訴訟法37条の4第1項〕についての、最高裁平成23年（行ツ）第177号、第178号、同年（行ヒ）第182号同24年2月9日第一小法廷判決・民集66巻2号183頁参照。また、同条2項参照。）。

5 (2) 本件陳謝処分は、公開の議場において、議会の決めた陳謝文によって陳謝を行うことを命ずるものであるところ、これを科された申立人が陳謝を行うことによって生ずる損害は、精神的損害であるものの、後の金銭賠償によって損害を回復することが不可能であるとか、社会通念上相当に困難であるとい

10 うことはできない。したがって、仮に本件陳謝処分が司法審査の対象となるとしても、行政事件訴訟法37条の5第2項所定の仮の差止めの要件を欠くというべきである。

2 本件出席停止処分の仮の差止めについて

(1) 疎明事実のとおり、第5陳謝処分に対する陳謝拒否が懲罰事由に当たるとして、本件懲罰動議がされたが、現時点においては、香芝市懲罰特別委員会による決定はされていないから、本件懲罰動議に基づく本件出席停止処分がされる蓋然性があるとい

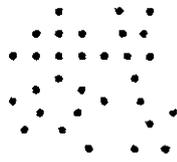
15 うことはできない。

したがって、仮の差止めの要件である「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」（行政事件訴訟法37条の5第2項）があること、及び本案事件の訴えの適法性の要件としての「一定の処分（中略）がされようとして

20 いる」こと（同法3条7項）のいずれについても疎明がない。

(2) そうすると、本件出席停止処分がされるとすれば、それは裁量権の範囲を超え又はその濫用となる疑いが強いといわざるを得ないが（第1陳謝処分から第4陳謝処分において申立人が朗読を命じられた前件陳謝文には、懲罰動議において特定された懲罰事由以外の事項についての申立人の反省の意思を表明する記載があるから、陳謝文として相当性を欠き、その朗読を拒否したことを懲罰事由として重く見ることはできない筋合いであるのに、本件出

25



席停止処分は、第4陳謝処分に係る前件陳謝文の朗読を拒否したことを懲罰の対象とした第5陳謝処分に係る本件陳謝文の朗読拒否を懲罰事由として、陳謝処分より重く、議員活動に対する制約の大きい出席停止処分を科すものとすれば、裁量権の範囲を超え又はその濫用となる疑いが強いといわざるを得ない。) 、現時点においては、行政事件訴訟法37条の5第2項所定の仮の差止めの要件を欠くというべきである。

3 結論

以上によれば、本件申立ては仮の差止めの要件を欠くから、いずれも却下することとし、主文のとおり決定する。

令和4年11月30日

奈良地方裁判所民事部

裁判長裁判官 寺 本 佳 子

裁判官 太 田 雅 之

裁判官 田 畑 恭 彦